２　番号１から３までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　①～⑪の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）

②　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものの量

③　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②及び④を除く。）

④　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）

⑤　メタンの温室効果ガス算定排出量

⑥　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑦　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑧　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑨　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑩　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

⑪　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

４　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものを除く。）

(2)　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3)　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　①の量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の１及び第３表の２にも必要事項を記載すること。①の量に、備考の４(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の３及び第３表の４にも必要事項を記載すること。①の量に、備考の４(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の５及び第３表の６にも必要事項を記載すること。

６　②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

(1)　廃棄物の燃料としての使用

(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用

７　④の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

８　⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

９　⑪の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

10　⑪の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

11　本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑪の欄には記載する必要はないこと。

第２表　特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	$t\text{-}CO_2$

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

(2)　電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3)　熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　①の量に、備考の４(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の１及び第３表の２にも必要事項を記載すること。

６　③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。

(1)　廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用

イ　廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途

ロ　廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

ハ　廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用

７　⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

８　⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

９　⑩の欄には、備考の４(1)に掲げる量を記載すること。

10　本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

第２表　特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	$t\text{-}CO_2$

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。